

ご存知ですか？

国民健康保険の加入者・世帯主の方は 町県民税の申告が必要です

住民課 内線 242

国民健康保険制度では町県民税の所得情報に基づき賦課及び所得区分判定を行っています。

そのため、国民健康保険の加入者・世帯主の方は、所得の有無にかかわらず町県民税の申告が必要です。（給与支払報告書、老齢年金支払報告書が支払者から提出される方は除く）※

国民健康保険加入者や世帯主の方は、3月16日（月）までに役場税務課にて平成31年1月～令和元年12月までの所得について町県民税の申告をしてください。なお、令和2年1月2日以降に扶桑町へ転入された方については、前住所地での申告となりますのでご注意ください。

※遺族年金・老齢福祉年金・障害年金など町県民税の課税の対象とならない非課税所得の収入のみで生活されている世帯の方や、失業中で雇用保険による失業給付のみで生活されている世帯の方、収入の無い方も申告していただく必要があります。

※扶桑町外でお住まいの方に扶養されている方は町県民税の申告が必要です。

※扶桑町内でお住まいの方に所得税の確定申告・年末調整で被扶養者として申告されている方は、町県民税の申告は不要です。

未申告の場合以下の影響があります

●国民健康保険税

前年中（1月～12月）の所得申告に基づき賦課されるため、未申告の場合、所得不明と判定され正しい算定ができず、均等割、平等割の軽減（7割、5割、2割）判定ができません。

●高額療養費所得区分

同一世帯内の世帯主及び国民健康保険加入者で未申告の方がいる場合、上位所得者として扱われます。

▼町県民税申告に関する問い合わせ 税務課（内線 266・267）

▼国民健康保険に関する問い合わせ 住民課（内線 242）